

第56回新型コロナウイルス感染症対策本部会議事項報告

本日(9月10日)、新型コロナウイルス感染症対策本部会議が書面により開催されましたのでお知らせいたします。

【協議事項】

●緊急事態宣言期間中の公の施設及び市主催イベント等の対応について(期間再延長)

令和3年7月30日に発出された緊急事態宣言に伴う埼玉県 of 緊急事態措置等の協力要請を踏まえ、本市の公の施設及び市主催イベント等について以下のとおり対応する。

1 対象期間

令和3年8月2日(月)から9月30日(木)まで

2 公の施設の利用制限等

(1) 公民館・交流センター・集会所等

・夜間区分(午後6時から午後10時まで)の利用を停止する。すでに予約済みの利用については、使用料の還付又は利用日の振替等を行う。

・対象期間中の利用に係る新規受付を停止

(2) 図書館

・館内利用時間 1時間以内(学習席含む)

・ふじみ野分館 開館時間:午後5時まで

(3) 学校体育施設開放

・学校体育施設開放は学校部活動の実施状況に応じて対応する。

(4) 総合体育館

・開館時間:午後7時30分まで

・対象期間中の利用に係る新規受付を停止

(5) キラリふじみ

・開館時間:午後8時まで

・対象期間中の利用に係る新規受付を停止

(6) その他

・すでに予約済みの利用団体に対しては、対象期間内の施設利用について再検討を促す。その場合において、利用団体が活動の自粛(キャンセル)を申し出たときは、使用料の還付(返金)又は利用日の振替等を行うものとする。

3 公の施設の使用料及び利用料の返金期限延長

新型コロナウイルスの影響により、施設の利用を取りやめたい旨の申し出があった場合の使用料(利用料)の返金可能期間を、令和4年3月31日まで延長する。ただし、感染状況が改善した場合には、本本部会議の決定によりその期間を短縮するものとする。

4 市主催イベント等の取扱い

・市主催イベント・行事については、原則として、中止又は延期とする。ただし、この期間に実施する必要があり、やむを得ず開催する場合は、徹底した感染防止対策を講じる。(開催時間は午後9時まで)

5 青色防犯パトロール

・青パト自主防犯組織(町会)へ貸し出しは中止する。